

教室



楽しみながら手話を学ぶ  
手話講座の受講生募集

手話奉仕員養成講座

町健康福祉課 福祉係 ☎65・0001

【期間】 6月18日～11月19日の間の木曜日  
19時30分～21時 ※全22回

【場所】 総合福祉センター「ひまわりの里」

【対象】 町内に在住または勤務している人

【その他】 参加費無料（テキスト代3,240円は自己負担）。5月28日(休)までに要申込

お知らせ



児童扶養手当・特別児童扶養手当  
(特別) 児童扶養手当の  
支給額が変わります

町住民課 住民年金係 ☎65・3301

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給月額が、4月分(8月支給分)から変わります。

【児童扶養手当】(児童一人当たりの月額)

対象	3月まで	4月以降
全額支給	41,020円	42,000円
一部支給	9,680円～41,010円	9,910円～41,990円

※2人の場合は、上記金額に5,000円が加算されます

※3人以上の場合は、一人増えるごとに3,000円が加算されます

【特別児童扶養手当】(児童一人当たりの月額)

対象	3月まで	4月以降
1級	49,900円	51,100円
2級	33,230円	34,030円

お知らせ



児童手当の現況届  
児童手当の継続受給には  
現況届の提出が必要です

児童手当の現況届

町住民課 住民年金係 ☎65・3301

6月1日現在、桂川町で児童手当を受給している人が、6月以降も継続して受給するためには、6月中に現況届を提出する必要があります。詳しくは、対象世帯に5月下旬に郵送する案内をご確認ください。

現況届の提出がない場合、6月以降の児童手当が支給できなくなります。

【手当の支給額】(児童一人当たりの月額)

対象	支給額	
3歳未満	15,000円	
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	10,000円	

※受給者の前年分の所得が所得制限限度額を超えている場合、児童の年齢に関わらず、支給額は児童一人につき月額5,000円です

※児童の数え方…18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある児童の中で、年長者から順に第1子、第2子、第3子と数えます

【手当の支給月】

- 6月(2月～5月分)
- 10月(6月～9月分)
- 2月(10月～1月分)



お知らせ



子育て世帯に  
対して  
給付金が支給されます

子育て世帯臨時特例給付金

町住民課 住民年金係 ☎65・3301

消費税率引上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して、給付金が支給されます。

桂川町では、対象と思われる方に、5月末ごろ児童手当現況届の通知と一緒に案内を郵送します。

【申請先】 平成27年5月31日に住民登録のある市町村

【申請方法】 児童手当現況届の手続時に申請

※市町村により申請方法や申請期間が異なります

【子育て世帯臨時特例給付金について】

対象者	給付額
平成27年6月分児童手当受給者で、平成26年中の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない人	平成27年6月分児童手当の対象児童1人につき <b>3,000円</b>
<p>【公務員の方について】</p> 平成27年5月31日に住民登録のあった市町村への申請となります。勤務先から交付された「児童手当(特例給付)受給状況証明書」と「子育て世帯臨時特例給付金申請書」に必要書類を添付し申請を行ってください	